

教科書検定の改善に関する検討課題

(1) デジタルな形態を含む新たな教科書に対応した検定審査について

昨年9月に中央教育審議会デジタル教科書推進ワーキンググループにおいて、「デジタル教科書推進ワーキンググループ審議まとめ」（令和7年9月24日）（以下「審議まとめ」という。）がとりまとめられ、紙に限定している教科書の形態を改め、デジタルな形態を含むことを可能とするための制度改正が提言された。

これを踏まえ、必要な準備を行うため、デジタルな形態を含む新たな教科書に対応した検定審査の在り方について検討する必要がある。

<検討課題>

① 文字や図画以外のデジタルコンテンツの審査方法

- 現行制度において、教科用図書は、教育課程の編成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童生徒用の図書として、紙のみが想定されており、教科書検定基準においては、教科用図書の内容として「本文、問題、説明文、注、資料、作品、挿絵、写真、図」が例示されている。
- 制度改正が実現した場合、教科書の内容として、文字や図画以外にも動画や音声などの様々なデジタルコンテンツが含まれ得ることとなる。そのような場合に、主たる教材である教科書として適切なデジタルコンテンツの内容や、ふさわしい掲載の在り方についてどのように考えるか。
※「デジタルコンテンツ」とは、動画、音声、シミュレーション、プログラミング等、デジタルの様態を生かして制作されるものを指す。
- 一般に、図鑑やドリル、ゲーム等の多様なデジタルコンテンツがある中、審議まとめにおいては、当該教科書以外の外部サイトへのリンクについて「教科書の一部として位置付けられるものに限定して認めるべき」とされていること、また、次期学習指導要領の検討においては教科書の重点化・分量の精選等により「余白」を生み出していくべきとの方向が示されていることも踏まえた上で、主たる教材である教科書に掲載することが認められる範囲、また認めるべきではない内容について、整理が必要ではないか。
- また、学習指導要領において指導することとされている内容が、動画等のデジタルコンテンツのみで掲載されるとすれば、動画等を視聴させるのみで指導を行ったこととするような使用方法も招きかねず、児童生徒の履修を担保する観点や、教師による授業づくりや指導の工夫を促す観点から望ましくないのではないか。なお、教科によっては、聞く活動や鑑賞など、必ずしも文字や図画によらず音声等のデジタルコンテンツのみが掲載される場合も考えられ、併せて検討が必要ではないか。

「審議まとめ」（関係部分抜粋）

（二次元コード先のデジタルコンテンツ）

- （中略）現在、教育委員会等における教科書採択のプロセスにおいて、本来教科書ではない二次元コード先のコンテンツを調査研究の対象としたり採択の考慮事項にしたりする割合が大きくなっている状況や、その状況に鑑みて教科書発行者が編集段階で二次元コードを増やしている状況は、教科書の内容に応じて採択すべき教科書を判断するという採択本来の趣旨に照らして望ましいことではない。また、増加する二次元コード先のコンテンツを全て扱わなければならないのではないかと学校現場が負担に感じていることも指摘されている。こうした状況は、増加の一途をたどる教育現場や教科書発行者の負担感を低減する観点からも是正する必要があると考えられる。

このため、教科書の紙部分と二次元コードにより接続され、採択の判断の対象となりうるデジタルコンテンツは、あくまで教科書の一部として位置付けられるものに限定して認めるべきである。そうすることで、コンテンツの無制限な拡大の抑制により教育現場や教科書発行者の負担を軽減しつつ、検定対象となることで主たる教材として相応しい質の保証も実現することができるようになると考えられる。そして、教科書ではなく教材として位置付けられるコンテンツは、教科書の検定や採択の段階では教科書と明確に切り離れた上で、教科書の連携性を高め、使用する段階で教科書と一体的に使用できるようにすることが適当である。

② デジタルの「機能」の審査方法

- 審議まとめにおいては、デジタル化によりその内容の効果的な理解に資すると認められる機能について、検定審査においては、記述内容との関連性など限定的な範囲で一定の確認を行うにとどめることとする、と整理されている。
- 検定審査は教科書の「内容」を審査するものであることから、記載された内容の正確性等の審査は、デジタルコンテンツそのものの審査において行うこととし、当該デジタルコンテンツに付随する上記のような再生機能や動作機能についてはデジタルの「機能」として整理し、教科書発行者において適切に作動することを確認すべきものとするのが考えられるのではないかと。

「審議まとめ」（関係部分抜粋）

（検定）

- デジタルな形態も含む教科書の検定に当たっては、
 - ① 形態が紙かデジタルかを問わず、文字や図画等による記述内容を審査する（現行と同様）
 - ② デジタル化によりその内容の効果的な理解に資すると認められる機能（文字や図画等として示された内容を動的に表示させたり操作したりすることができる機能、図形・関数等の操作機能、記述内容に対応した音声や読み上げ、文字の拡大・縮小、書体の変更、色の変更、ルビ表示、ペン・マーカーなど特に技術的要素が強いもの）は教科書のデジタル機能として整理した上で、その検定審査においては、記述内容との関連性など限定的な範囲で一定の確認を行うにとどめることとする
ことが適当であると考えられる。

（中略）

- 以上の基本的考え方を踏まえつつ、教科書のデジタル部分の具体的な検定方法や、どのようなものが教科書のデジタル機能に該当するか、各教科における音声・動画の扱いなどといった検定上の取扱いについては、次期学習指導要領の実施に合わせた教科書の制作に間に合うよう、教科用図書検定調査審議会において、専門的な見地から審議を行うことが必要である。

③ 動画・音声の「内容」に係る審査方法

（動画について）

- 動画については、文字や図画以外のデジタルコンテンツの一つであり、デジタルコンテンツの審査の考え方を整理することが求められるのではないかな。
- 審議まとめにおいては、動画については、教科書として真に必要なものについて一定の枠組みの下で認めることが適当であると考えられる、とされている。

「審議まとめ」（関係部分抜粋）

- なお、動画については、例えば技能の習得など文字や静止画、言語による説明では理解することが難しい学習内容を理解しやすくする上で大変効果的であると考えられる。一方で、前述のような教科書の性質や副教材との役割分担、授業を行う教師の負担、検定審査の限られた期間での修正の困難性、過大な競争やコストへの影響等に鑑みれば対象とすべきではないとの意見もあったことを踏まえれば、動画を認めるに当たり、教科書として真に必要なものについて一定の枠組みの下で認めることが適当であると考えられる。

- これを踏まえ、さらに動画固有の審査の観点として、以下の論点について検討することが必要ではないかな。
 - （ア）動画の定義をどのように考えるか。スライドショーやアニメーションを含むものとするか。
 - （イ）動画が教科書の内容であることをわかりやすく示すことが必要では

ないか。

(ウ) 教科書に掲載される動画総量についてどのように考えるか。次期学習指導要領の検討内容や現行の紙の教科書の二次元コード先に掲載されている教材としての動画の実態、学校種、教科・科目の特性等の観点から検討が必要ではないか。

(エ) 各教科固有の観点で設けるべき基準があるか。

(音声について)

- 音声についてもデジタルコンテンツの一つであり、審査の考え方を整理する必要があるのではないか。文字の読み上げ以外に、音声のみで表現される場合に留意すべき点があるか、検討が必要ではないか。
- その中で、外国語の音声については、現行制度上、教科書の内容と一体のものとして視聴覚教材が必要とされる場合に、電磁的記録による音声内容とスクリプトの提出を求め、本文との相互の関連を確認することとしている。
- 制度改正が実現した場合、音声も教科書に含まれるものとして位置づけられることとなるが、音声の審査をどのように行うべきか、外国語教育における音声の重要性を十分に踏まえた対応が必要ではないか。例えば、本文との関連を有することに加えて、音声そのものが外国語として通用するかなど一定の正確性を求めることが必要ではないか。
- 他方で、流暢さや一音一音の正確性をどの程度まで確認するかといった点については、児童生徒の発達段階や学習のねらいに応じて、また、実社会において多様な外国語話者による幅広い表現が用いられていることも踏まえて検討すべきではないか。

④ デジタル部分を含む教科書の構成について

- デジタル部分の教科書の構成は紙に比して自由度が高く多様な構成が想定されるが、授業で使用する主たる教材である教科書の構成としてどのような要件が必要か。
- 教科書は授業で教師と児童生徒が使用することを前提とすれば、教師・児童生徒双方が互いに該当箇所を特定しやすい形式とすることが求められるものであり、デジタル部分においても、紙の部分に求められる要件と同様に、系統的・組織的に構成されることやページ構成をとることなど一定の要件が必要ではないか。
- また、紙とデジタルを組み合わせたハイブリッドな形態の教科書について、デジタル部分がデジタルの良さを生かして作成された上で、紙の部分と同じ内容を補完的にデジタル部分にも掲載することの可否も含めて、

紙部分とデジタル部分の組み合わせの在り方について検討し、考え方を整理する必要があるのではないか。

⑤ 審査手続きについて

- 検定申請（申請図書等の提出）、検定審査、修正表の提出、見本提出などの各種手続きにおいて、デジタル特有のコンテンツを取扱うことを踏まえ、提出媒体や提出期限等についてどのような検討が必要か。

⑥ その他

（訂正申請について）

- 教科書の訂正申請制度は、検定を経た図書について、児童生徒が最新の事実などにに基づき充実した学習を進められるよう、検定済図書の記述をより適切に改善するため、誤記、誤植、脱字や客観的事実の変更に伴い明白に誤りとなった事実の記載、学習を進める上で支障となる記載、更新を行うことが適切な統計資料の記載について、教科書発行者が文部科学大臣の承認を受け、必要な訂正を行うものである。
- デジタルな形態を含む新たな教科書においても、これまでの紙の教科書と同様に訂正申請により記述の更新を行うことが適切であるが、印刷・製本を要しないなど、紙媒体とは異なるデジタル部分についての訂正申請の在り方としてどのような点に留意することが必要か。

（検定審査料について）

- デジタル部分の審査料について、動画や音声などが含まれ、より丁寧な審査が求められることを踏まえてどのように考えるか。
現状の検定審査料については、ページあたり、小学校用の図書は270円、中学校用の図書は440円、高等学校用の図書は540円を乗じた額としている。

（審査体制について）

- デジタルな形態を含む教科書の検定審査に当たっては、動画や音声を含むデジタル特有のコンテンツを新たに対象とすることが想定される中で、これらの調査審議を担当することとなる審議会等の体制についてどのように考えるか。

（２）その他の教科書検定に関する諸課題について

○誤記誤植など欠陥を減少させるための編集・校正体制の在り方

<現状>

- ・ 教科書を活用し児童生徒が充実した学びを進めるためには、その前提となる教科書記述の正確性の確保が重要であり、これまで著作、編集、検定の各過程を通じた取組みについて累次の提言がなされてきた。
- ・ 教科書記述における単純な誤記・誤植などの欠陥を減少させることに一定の効果はあるものの、毎年度実施される各学校段階の教科書の検定において、欠陥として指摘される検定意見の多くは「正確性及び表記・表現」の観点によるものであり、その中には著作・編集の段階において十分な校正体制をとることにより対応できた単純な誤記・誤植等も散見される。
- ・ また、検定済みの教科書の１年間の訂正申請（令和６年度）は、個所数でおよそ３万箇所にも上り、本来的には発行者の責任において、申請前、供給前に十分な吟味の上で事前に訂正しておくべき誤記、誤植、脱字などの欠陥の修正も依然として多い。
- ・ 教科書の検定において引き続き記述の正確性の確保に務めるとともに、教科書発行者には改めて主たる教材である教科書を発行する者としての自覚を促すとともに、教科書の編集・校正について、検定を経た後についても十分な体制を維持する必要がある。

<検討課題>

① 検定済みの教科書の編修・校正体制の確保

検定審査に際して提出する著作編修関係者名簿では、著作編修者の担当箇所や役割について記載することとしており、申請図書個々の記述について申請者における著作編修における体制が一定程度明確にされている。

他方、検定済みの教科書は採択を経て各学校で使用される期間については、各種統計資料の更新や、客観的事実の変更による記述の変更、新たに発見された誤記等の訂正など、児童生徒が教科の主たる教材として継続して使用するために必要な編修・校正を行う必要がある。

検定済みの教科書の記述の正確性を担保するためには、教科書発行者の責任による編修・校正の体制の構築・維持が不可欠であり、こうした検定済み教科書の編修・校正体制について明確にする必要があるのではないか。

② 教科書発行者における研修体制の充実

教科書の著作編修に当たって、ノウハウの蓄積は大変重要であり、各発行者における優良な事例の共有は教科書の質向上に大いに貢献する。

昨今実用化が進むデジタルツールを活用した教科書の効果的な著作編修の方法等についても、教科書発行者各社において積極的に検討・活用することが期待され、例えば教科書協会等が実施する各種の研修において取り入れることなどにより、教科書の質の向上に寄与することができるのではないか。